平成２２年（フ）第２４７号
松江市古曽志町567番地380　県営住宅新古曽志団地３号棟318号室、前住所島根県八束郡八雲村大字日吉333番地201
債務者　柳原　幸雄
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５０号
島根県安来市安来町743番地３　コーポ社日201、前住所鳥取県西伯郡南部町鴨部1361番地
債務者　宮下　美保（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３号
広島市安佐南区緑井２丁目24番10―306号
債務者　冨増　栄男
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１６号
徳島県板野郡藍住町笠木字中野116番地４
債務者　大東　良樹
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１７号
徳島県板野郡藍住町笠木字中野116番地４
債務者　大東由美子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３５号
徳島市名東町２丁目61番地１―404号
債務者　瀬戸かおり
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４１号
徳島県徳島市末広５丁目１番38号
債務者　渡部　佳子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４５号
徳島県鳴門市大麻町大谷字椢原15番地２、旧住所徳島県板野郡北島町北村字大黒61番地７
債務者　伊藤美惠子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６４号
徳島県徳島市中吉野町４丁目24番地の19　住田マンション202号、旧住所徳島県徳島市名東町３丁目24―１　カトル・セゾンⅡ203号室
債務者　長富慎太郎
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１２号
愛媛県四国中央市土居町北野甲1759番地６
債務者　植村　淳嗣
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２３２号
愛媛県新居浜市郷４丁目10番24号
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２３４号
愛媛県西条市玉津725番地４、旧住所愛媛県西条市神拝甲361番地82
債務者　竹田　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第８２０号
高知市一宮東町５丁目17番13号　ハイツヤマモト301号
債務者　清岡　広至
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８５２号
高知市農人町２番５号　クレスト20・502号
債務者　島﨑　美弥
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８８８号
高知市弥生町10番６号
債務者　上村よし子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８９０号
高知市青柳町62番地１　ロゼ２―708号
債務者　弘瀬　壽美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８９４号
高知市神田23番地１　県住Ｒ６―104号
債務者　戸梶由美子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　高知地方裁判所破産係